

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (河和地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・荒れた農地が増えてきている。条件が悪いため借り手がない。 ・水田が荒れ草が生えたと水路にもかかり、水路の管理も困難になっている。 ・水田の担い手が非常に多くの水田を営農しており、今後の担い手不足が懸念される。 ・畑の担い手が減少し、畑が荒れてきており、樹園地が山林化している。今草刈りなど手を加えればきれいになるところも多くある。 ・農道に草が生えてきており、狭くなってきている。草がひどいと機械では入っていけないため、荒れてしまう農地が増えていく。 ・農業で生計を立てるのが難しいため、担い手が不足している。 ・水稻栽培は初期投資に費用が掛かるためできる人が少ない。 【課題】 ・担い手の確保、育成 ・集約化を図り、営農規模拡大を促進 ・農地、農道の草刈り ・作物のブランド化や、加工品のブランド化の検討。
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻を引き続き営農する。 ・美浜町の地元の特産品であるみかん(みはまっこ)についても引き続き営農していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	260.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.01 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
状況把握に務め、担い手に集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理事業を活用し農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良施設の更新は現在必要ないと考えているが、長寿命化をしていくため多面的交付金で活用し、補修活動を続けていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
他地区からの入作を受け入れ、地元企業とも連携し農地の集積、集約化を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦計画的に遊休農地解消を行う。
 ⑨担い手の確保、育成できる体制を整備する。